

恩納村結婚新生活支援事業補助金交付要綱

平成 30 年 11 月 28 日

恩納村要綱第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、結婚に伴う新生活を始める世帯に対し経済的支援を行うことにより、結婚しやすい環境づくりを推進し、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、恩納村結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を補助することに関し恩納村団体等補助金交付規則（平成 20 年恩納村規則第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 平成 30 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- (2) 住居費 婚姻日（婚姻届を提出し、受理された日をいう。以下同じ。）の 3 月前の日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に新たに住宅物件を取得するために要した費用又は住宅物件を賃借する際に要した賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料の費用を合計した額（勤務先から住宅手当が支給されている場合にあつては当該住宅手当の額を控除した額、他の公的制度による家賃補助等を受けている場合にあつては当該公的制度により支援を受けた額を控除した額）をいう。
- (3) 引越費用 婚姻日の 3 月前の日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に婚姻に伴い行われた引越しに要した費用で、引越業者又は運送業者への支払に係るものをいう。

(補助対象世帯)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 新婚世帯のいずれかの住民票に記載されている本籍が村内にあること。
又は住民票に記載されている住所が婚姻日から起算して 3 年以上村内にあり、かつ、結婚に伴い新たに生活を送るための居住の住所が恩納村であること。
- (2) 所得証明書をもとに、平成 29 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間の夫婦の所得を合算した金額が 340 万円未満かつ夫婦共に婚姻日における年齢が 34 歳以下であるものとする。ただし、次の場合にあつては、それぞれ

に記載する計算方法により算出した金額とする。

ア 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合 離職した者については、所得なしとして、夫婦の所得を合算した金額

イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合 所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額

- (3) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (4) 新婚世帯のいずれもが過去（前年度以前）にこの要綱又は国の結婚新生活支援事業費補助金交付要綱による補助金を受けて実施する他の地方公共団体の事業に基づく補助を受けていない世帯であること。
- (5) 新婚世帯のいずれもが村税等を滞納していないこと。
- (6) 新婚世帯のいずれもが生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けている者でないこと。
- (7) 新婚世帯のいずれもが恩納村暴力団排除条例（平成 23 年条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。

（補助金の額等）

第 4 条 補助金の額は、住居費及び引越費用（いずれも婚姻の日の前日から起算して 3 月前から平成 31 年 3 月 31 日までの間に新婚世帯が支払った費用に限る。）を合算した額から、新婚世帯が勤務先から支給を受けた補助金の対象となる住居の賃借に係る額、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分の額並びに村長が認める公的制度による住居費及び引越費用に係る補助を受けた額を控除した額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 前項の補助金の額は、1 新婚世帯当たり 30 万円を上限とする。
- 3 補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 4 補助期間は、補助金の交付を初めて申請した日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、恩納村結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、平成 31 年 3 月 31 日までに村長に提出しなければならない。

- (1) 夫婦の所得証明書（夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職・無収入である場合にあっては、所得証明書に代えて、誓約書兼無職・無収入申立書（様式第2号）を提出することができる。）
 - (2) 夫婦の住民票（本籍及び住所異動日がわかるもの）
 - (3) 結婚受理証明証又は戸籍謄本（婚姻日がわかるもの）
 - (4) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し（貸与型奨学金の返済を現に行っている場合）
 - (5) 物件の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書等の写し（住居費における取得の場合）
 - (6) 物件の賃貸借契約書及び領収書等の写し（住居費における賃借の場合）
 - (7) 住宅手当支給証明書（様式第3号）（住居費における賃借の場合）
 - (8) 引越費用に係る領収書の写し
 - (9) 村税等の滞納がない旨の申出書（様式第4号）
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 2 村長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、恩納村結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第6条 前条第2項により補助金の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、速やかに恩納村結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を村長に請求しなければならない。

- 2 村長は、補助対象者からの請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が適当でないと認めたとき。

- 2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、恩納村結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第8条 村長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、恩納村結婚新生活支援事業補助金の全部又は一部を返還請求書（様式第8号）により、交付決定者

に対して期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告等)

第9条 村長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

恩納村長 様

住 所
氏 名

印

恩納村結婚新生活支援補助金交付申請書

恩納村結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻日		年 月 日	
2 事業内訳	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (A)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家 賃	円
		敷 金	円
		礼 金	円
		共 益 費	円
		仲介手数料	円
		小 計 (B)	円
		住居手当 (C)	円
	実質家賃負担額 (D) (B - C)	円	
	引越し	引越しを行った日	年 月 日
費 用 (E)		円	
合計 (A + D + E)	円		
3 補助期間 ※今回補助を申請する期間		年 月から 年 月まで _____ 月分	
4 公的制度による家賃補助		私（申請者）及び世帯全員は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。	
5 添付書類		<input type="checkbox"/> 夫婦の所得証明書 <input type="checkbox"/> 誓約書兼無職・無収入申立書 <input type="checkbox"/> 夫婦の住民票（本籍及び住所異動日がわかるもの） <input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明又は戸籍謄本（婚姻日がわかるもの） <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額がわかる書類 <input type="checkbox"/> 物件の売買契約書又は工事請負契約書及び領収証等の写し（取得の場合） <input type="checkbox"/> 物件の賃貸借契約書及び領収証等の写し（賃借の場合） <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書（給与所得者全員分） <input type="checkbox"/> 引越費用に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> 村税等の滞納がない旨の申出書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

恩納村長 様

給与等の支払者
所在地
名 称
氏 名
電話番号

印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

1 対象者

住 所
氏 名

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。 (2) 支給していない。

年 月現在

住宅手当 月額 円

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給し、又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印を付けてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

恩納村長 様

住 所
氏 名 印

村税等の滞納がない旨の申出書

恩納村結婚新生活支援事業補助金交付要綱第3条第1項第9号の規定により、次のとおり恩納村に対して村税等の滞納がない旨を申出します。なお、担当部署において納税等の状況について調査することに同意します。

以下、恩納村担当部署記入

担当部署名	項目	担当部署記入欄	担当者確認印
税務課	村民税	有 ・ 無	
	固定資産税	有 ・ 無 ・ 該当なし	
	軽自動車税	有 ・ 無 ・ 該当なし	
福祉健康課	国民健康保険税	有 ・ 無 ・ 該当なし	
	保育料	有 ・ 無 ・ 該当なし	
上下水道課	水道料金	有 ・ 無 ・ 該当なし	
学校教育課	給食費	有 ・ 無 ・ 該当なし	

備考 調査の対象は、補助等の対象となる者及びその他世帯全員とする。

別紙（村税等の滞納がない旨の申出書 関係）

（村処理欄） ※申請者は記入しないでください。

1 村民登録情報確認

本籍・婚姻前の住所	申請者	本籍（村内・村外）・ 3年以上恩納村内に住所を有する（有・無）
	配偶者	本籍（村内・村外）・ 3年以上恩納村内に住所を有する（有・無）
新住居への住民登録年月日	申請者	年 月 日
	配偶者	年 月 日

※新婚世帯のいずれかの住民票に記載されている本籍が村内にあること。又は住民票に記載されている住所が婚姻日から起算して3年以上村内にあり、かつ、結婚に伴い新たに生活を送るための居住の住所が恩納村であること。

2 戸籍情報確認

婚姻日（婚姻届受理日）	年 月 日
-------------	-------

※平成30年1月1日から平成31年3月31日までの間に婚姻届が受理されていること。

3 生活保護受給確認

生活保護受給状況	申請者	<input type="checkbox"/> 有 年 月 日から受給中 <input type="checkbox"/> 無
	配偶者	<input type="checkbox"/> 有 年 月 日から受給中 <input type="checkbox"/> 無

※生活保護を受給している場合は対象外。

4 所得情報確認

所得金額	申請者 (A)	1 所得課税証明書（ 年分） _____ 円	
		2 婚姻届提出時の就業の有無（有・無）	
	配偶者 (B)	1 所得課税証明書（ 年分） _____ 円	
		2 婚姻届提出時の就業の有無（有・無）	
	貸与型奨学金年間返済額 (C)	申請者	円
		配偶者	円
合計		円	
合計 ((A+B) -C)		円	

※夫婦の合計所得額が340万円未満であること。

年 月 日

様

恩納村長

印

恩納村結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請があった恩納村結婚新生活支援事業補助金については、恩納村結婚新生活支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により次のとおり交付の決定をしたので、同項の規定により通知します。

金

千円

恩納村長 様

住 所
氏 名 印

恩納村結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった恩納村結婚新生活支援事業補助金について、恩納村結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

【補助金請求対象期間】

（ 年 月から 年 月までの 月分）

【補助金の振込先】

金融機関名	銀行・金庫・農協		
	支店		
口座種類	普通	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※口座名義は必ず請求者氏名と一致すること。

年 月 日

様

恩納村長

印

恩納村結婚新生活支援事業補助金決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知された恩納村結婚新生活支援事業補助金について、下記の理由により交付決定を取り消したので、恩納村結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助金取消理由

恩納村結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条第1項第 号に該当するため

年 月 日

様

恩納村長

印

恩納村結婚新生活支援事業補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号により通知した補助金について、恩納村結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり補助金返還を命じます。

記

- | | | |
|---|----------|-------|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金交付済額 | 円 |
| 3 | 補助金返還請求額 | 円 |
| 4 | 補助金返還期限日 | 年 月 日 |